訪問リハビリテーション事業所、

介護予防訪問リハビリテーション事業所

自己点検表

|  |  |
| --- | --- |
| 点検年月日 | 　令和　　年　　月　　日 |
| 事業所番号 | 　 |
| 事業所名 | 　 |
| 担当者職・氏名 | 　 |

＜記入について＞

○　指定介護保険事業者として守るべき最低基準を掲げています。確認をする際には、関係法令等も併せて参照してください。

○　「基準の概要」欄の内容が実施できているかを確認して、「適否」欄に○または×を記入してください。

＜その他＞

 **１）「根拠」欄に掲げている法令等は以下のとおりです**

・介護保険法（平成９年法律第１２３号）

・介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）

◇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号）＝（この冊子において「居宅指定基準」という。）

◆指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号）＝（この冊子において「予防指定基準」という。）

☆指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成１２年老企第２５号）＝（この冊子において「居宅等基準通知」という。）

　　 　・滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成２５年滋賀県条例第１７号）＝（この冊子において「基準条例」という。）

**２）その他**

○　この自己点検表は、事業者自らが指定基準等の遵守状況を確認し、提供するサービスの質を確保するとともに、事業運営の改善等を図ることを目的に作成していただくものです。

○　実地指導や指定の更新等の際に提出していただくことがあります。

**Ⅰ　基本方針**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **０．基本方針**【訪問リハビリテーション】◇　訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を目指しているか。 | 居宅指定基準第７５条 |  |  |
| 【介護予防訪問リハビリテーション】◆　介護予防訪問リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指しているか。 | 予防指定基準第７８条 |  |  |

**Ⅱ　人員基準の概要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **１．従業者等の員数**◇◆指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定訪問リハビリテーションの提供に当たる従業者の員数は、次のとおりとしているか。一　医師（専任の常勤医師）　　訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な１以上の数。　　☆指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療であって、病院又は診療所と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えない。　　 ☆指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療であって、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件として足るものである。　　　　また、指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療であって、病院又は診療所と併設されている事業所において、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該病院又は当該診療所の常勤医師と兼務している場合でも、常勤の要件として足るものである。二　理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士　　１以上 | 居宅指定基準第７６条第１項予防指定基準第７９条第１項居宅指定基準第７６条第２項予防指定基準第７９条第２項居宅指定基準第７６条第３項予防指定基準第７９条第３項居宅指定基準第７６条第１項予防指定基準第７９条第１項 |  |  |

**Ⅲ　設備基準の概要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **１．設備及び備品等**◇◆　指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために 必要な広さを有する専用の区画を設けているか。　　また、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 　　※指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーション事業と指定介護予防訪問リハビリテーション事業とが同一の事業所に置いて一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第８０条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 | 居宅指定基準第７７条第１項予防指定基準第８０条第１項居宅指定基準第７７条第２項予防指定基準第８０条第２項 |  |  |

 **Ⅳ　運営基準の概要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **１．内容及び手続の説明及び同意**◇◆　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供開始について利用申込者の同意を得ているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第８条予防指定基準第８４条で準用する第４９条の２第１項 |  |  |
| ☆　同意については、 利用者および事業者双方の保護の立場から書面によって確認しているか。 | 居宅基準通知第６の３の（４）で準用する第３の１の３の（１） |  |  |
| **２．サービス提供拒否の禁止**◇◆　正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。☆正当な理由①当該事業所の現員からは利用申し込に応じきれない場合②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 | 居宅指定基準第８３条で準用する第９条予防指定基準第８４条で準用する第４９条の３居宅基準通知第６の３の（４）で準用する第３の１の３の（２） |  |  |
| **３．サービス提供困難時の対応**◇◆　当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供することが困難であると認めた場合は、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業所） への連絡を行い、適当な他の指定訪問リハビリテーション事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第１０条予防指定基準第８４条で準用する第４９条の４ |  |  |
| **４．受給資格等の確認**◇◆　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び 要介護認定の有効期間を確かめているか。 | 居宅指定基準第83条で準用する第11条第１項、予防指定基準第84条で準用する第４９条の５第１項 |  |  |
| ◇◆　被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問リハビリテーションを提供するように努めているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第11条第２項予防指定基準第８４条で準用する第４９条の５第２項 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **５．要介護認定の申請に係る援助**◇◆　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第12条第１項予防指定基準第８４条で準用する第４９条の６第１項 |  |  |
| ◇◆　居宅介護支援（介護予防支援）が利用者に対して行われていない等の場合であって 必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第12条第２項予防指定基準第８４条で準用する第４９条の６第２項 |  |  |
| **６．心身の状況等の把握**◇◆　サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者 ）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第１３条予防指定基準第８４条で準用する第４９条の７ |  |  |
| **７．居宅介護支援事業者等との連携**◇◆　指定訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業所） その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第６４条第１項予防指定基準第８４条で準用する第６７条第１項 |  |  |
| ◇◆　指定訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第６４条第２項予防指定基準第８４条で準用する第６７条第２項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **８．法定代理受領サービスの提供（介護予防ｻｰﾋﾞｽ費の支給）を受けるための援助**◇◆　サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第６４条（８３条９号） ※各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。*※介護保険法施行規則第６４条**＝居宅介護サービス費の代理受領の要件**介護予防サービスについては介護保険法施行規則第８３条の９　＝　介護予防サービス費の支給の要件* | 居宅指定基準第８３条で準用する第15条予防指定基準第８４条で準用する第４９条の９*被保険者が居宅介護支援（介護予防支援）を受けることにつき、あらかじめ市町村に届出ている場合であって、当該サービス計画（介護予防サービス計画）の対象となっている時* |  |  |
| **９.居宅サービス計画に沿ったサービスの提供**◇◆　居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合は当該計画に沿ったサービスを提供しているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第16条予防指定基準第８４条で準用する第49条の10 |  |  |
| **10.居宅サービス計画等の変更の援助**◇◆　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は当該利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）への連絡その他の必要な援助を行っているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第17条予防指定基準第８４条で準用する第４９条の１１ |  |  |
| **11.身分を証する書類の携行**◇◆　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第18条予防指定基準第８４条で準用する第49条の12 |  |  |
| **12．サービス提供の記録**◇◆　サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費（介護予防サービス費）の額その他の必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第１９条第１項予防指定基準第８４条で準用する第４９条の１３第１項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ◇◆　サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第１９条第２項予防指定基準第８４条で準用する第４９条の１３第２項 |  |  |
| **13.保険給付の請求のための証明書の交付**◇◆　法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第２１条予防指定基準第８４条で準用する第５０条の２ |  |  |
| **14.利用者に関する市町村への通知**◇◆　訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 一 　正当な理由なしに指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の利用に関する指示に従わないことにより、 要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。二 　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。  | 居宅指定基準第８３条で準用する第２６条予防指定基準第８４条で準用する第５０条の３ |  |  |
| **15．基本取扱方針****15-1.訪問リハビリテーション**◇　指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行っているか。 | 居宅指定基準第７９条第１項 |  |  |
| ◇　自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 居宅指定基準第７９条第２項 |  |  |
| **16-2.介護予防訪問リハビリテーション**１　指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。 | 予防指定基準第８５条第１項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ２　自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 予防指定基準第８５条第２項 |  |  |
| ３　サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。 | 予防指定基準第８５条第３項 |  |  |
| ４　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。 | 予防指定基準第８５条第４項 |  |  |
| ５　サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分図ることその他様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めているか。 | 予防指定基準第８５条第５項 |  |  |
| **17．具体的取扱方針****17-1.訪問リハビリテーション**◇ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによっているか。１　サービスの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っているか。 | 居宅指定基準第８０条 |  |  |
| ２　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。 | 居宅指定基準第８０条 |  |  |
| ３　サービスの提供に当たっては常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切な指導を行っているか。 | 居宅指定基準第８０条 |  |  |
| ４　サービスの提供に当たっては、それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しているか。 | 居宅指定基準第８０条 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ５　リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するように努めているか。 | 居宅指定基準第８０条 |  |  |
| **17-2.介護予防訪問リハビリテーション**◆　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、第７８条に規定する基本方針及び第７７条に規定する基本取扱い方針に基づき、次に掲げるところによっているか。１　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。 | 予防指定基準第８６条 |  |  |
| ２　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画書を作成しているか。 | 予防指定基準第８６条 |  |  |
| ３　介護予防訪問リハビリテーション計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 | 予防指定基準第８６条 |  |  |
| ４　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 | 予防指定基準第８６条 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ５　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画書を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画書を利用者に交付しているか。※指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について、整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第１２５条第２号から第５号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第２号から第５号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 | 予防指定基準第８６条 |  |  |
| ６ サービスの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っているか。 | 予防指定基準第８６条 |  |  |
| ７　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。 | 予防指定基準第８６条 |  |  |
| ８　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってこれを行っているか。 | 予防指定基準第８６条 |  |  |
| ９ サービスの提供に当たっては、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しているか。 | 予防指定基準第８６条 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| 10　医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画書の実施状況の把握（モニタリング）を行っているか。 | 予防指定基準第８６条 |  |  |
| 11　医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。 | 予防指定基準第８６条 |  |  |
| 12 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画書の変更を行っているか。 | 予防指定基準第８６条 |  |  |
| 13　１～11までの規定を、介護予防訪問リハビリテーション計画書の変更についても遵守しているか。 | 予防指定基準第８６条 |  |  |
| **18．利用料等の受領**◇◆　法定代理受領サービスに 該当する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス（介護予防サービス）費用基準額から当該訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費（介護予防サービス費）の額を控除して得た額の支払いを受けているか。 | 居宅指定基準第７８条第１項予防指定基準第８１条第１項 |  |  |
| ◇◆　法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に係る居宅介護サービス（介護予防サービス）費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。 | 居宅指定基準第７８条第２項予防指定基準第８１条第２項 |  |  |
| ◇◆　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービス提供を行う場合は、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受けているか。 | 居宅指定基準第７８条第３項予防指定基準第８１条第３項 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ◇◆　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | 居宅指定基準第７８条第４項予防指定基準第８１条第４項 |  |  |
| **19．訪問リハビリテーション計画書及び訪問リハビリテーション報告書の作成**◇◆　 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画書を作成しているか。 | 居宅指定基準第８１条第１項 |  |  |
| ◇◆　既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画内容に沿って訪問リハビリテーション計画を作成しているか。 | 居宅指定基準第８１条第２項 |  |  |
| ◇◆　医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画書の作成に当たってはその主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 | 居宅指定基準第８１条第３項 |  |  |
| ◇◆　医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画書を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画書を利用者に交付しているか。 | 居宅指定基準第８１条第４項 |  |  |
| **20.運営規程**◇◆　事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。①事業の目的及び運営の方針②従業者の職種、員数及び職務の内容③営業日及び営業時間④指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の内容及び利用料その他の費用の額⑤通常の事業の実施地域⑥虐待の防止のための措置⑦その他運営に関する重要事項 | 居宅指定基準第８２条予防指定基準第８２条 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **21.勤務体制の確保**◇◆　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第３０条第１項予防指定基準第８４条で準用する第７２条の２第１項 |  |  |
| ☆事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 | 居宅基準通知第６の３の（４）で準用する第３の１の３の(19) |  |  |
| ◇◆　事業所ごとに、当該訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって訪問リハビリテーションを提供しているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第３０条第２項予防指定基準第８４条で準用する第７２条の２第２項 |  |  |
| ◇◆　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第３０条第３項予防指定基準第８４条で準用する第７２条の２第３項 |  |  |
| ◇◆　適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第３０条第４項予防指定基準第８４条で準用する第７２条の２第４項 |  |  |
| **22.** **業務継続計画の策定等**◇◆　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。◇◆　事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。◇◆　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。基準の概要 | 居宅指定基準第８３条で準用する第３０条の２予防指定基準第８４条で準用する第５３条の２の２根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ☆ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。なお、業務継続計画の策定は令和６年３月３１日までの間は努力義務とされている。 | 居宅等基準通知第３の４の３の（４）で準用する第３の２の３の（７） |  |  |
| **23.衛生管理等**◇◆　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。◇◆　指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第31条第１項予防指定基準第８４条で準用する第５３条の３第１項居宅指定基準第８３条で準用する第31条第２項予防指定基準第８４条で準用する第５３条の３第２項 |  |  |
| ◇◆　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図っているか。◇◆　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。◇◆　事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。☆ なお、感染症の予防及びまん延の防止のための措置については、令和６年３月３１日までの間は、努力義務とされている。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第31条第３項予防指定基準第８４条で準用する第５３条の３第３項居宅等基準通知第３の４の３の（５）で準用する第３の２の３の（８） |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **24.掲示**◇◆　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。◇◆　前項の重要事項を記載した書面を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の掲示に変えることができる。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第32条予防指定基準第８４条で準用する第５３条の４ |  |  |
| **25.** **虐待の防止**◇◆　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に周知徹底を図っているか。◇◆　当該指定訪問リハビリテーション事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。◇◆　当該訪問リハビリテーション事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。◇◆　上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。☆ なお、虐待の発生又はその再発を防止するための措置については、令和６年３月３１日までの間は、努力義務とされている。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第３７条の２予防指定基準第８４条で準用する第５３条の１０の２居宅等基準通知第３の４の３の（６）で準用する第３の１の３の（３１） |  |  |
| **26.秘密保持等**◇◆　従業者、また従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第33条予防指定基準第８４条で準用する第５３条の５ |  |  |
| ◇◆ サービス担当者会議等において、 利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第33条予防指定基準第８４条で準用する第５３条の５ |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **27.居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止**◇◆　居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者） 又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。  | 居宅指定基準第８３条で準用する第３５条予防指定基準第８４条で準用する第５３条の７ |  |  |
| **28.苦情処理体制**◇◆　提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第３６条第１項予防指定基準第８４条で準用する第５３条の８第１項 |  |  |
| ◇◆　苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録しているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第３６条第２項予防指定基準第８４条で準用する第５３条の８第２項 |  |  |
| ☆　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。なお、苦情の内容の記録は、サービスの完結の日から２年間保存しているか。 | 居宅基準通知第６の３の（４）で準用する第３の１の３の（２３） |  |  |
| ◇◆　提供したサービスに関し、法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  | 居宅指定基準第８３条で準用する第３６条第３項予防指定基準第８４条で準用する第５３条の８第３項 |  |  |
| ◇◆ 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しているか。  | 居宅指定基準第８３条で準用する第３６条第４項予防指定基準第８４条で準用する第５３条の８第４項 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ◇◆ 提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  | 居宅指定基準第８３条で準用する第３６条第５項予防指定基準第８４条で準用する第５３条の８第５項 |  |  |
| ◇◆　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。  | 居宅指定基準第８３条で準用する第３６条第５項予防指定基準第８４条で準用する第５３条の８第６項 |  |  |
| **29.地域との連携**◇◆指定訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防訪問リハビリテーション事業者）は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。◇◆事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所以外の者に対しても指定訪問リハビリテーションの提供を行うよう努めているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第３６条の２第１項予防指定基準第８４条で準用する第５３条の９第１項居宅指定基準第８３条で準用する第３６条の２第２項予防指定基準第８４条で準用する第５３条の９第２項 |  |  |
| **30.事故発生時の対応**◇◆　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第３７条第１項予防指定基準第８４条で準用する第５３条の１０第１項 |  |  |
| ◇◆　事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第３７条第２項予防指定基準第８４条で準用する第５３条の１０第２項 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ◇◆　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第３７条第３項予防指定基準第８４条で準用する第５３条の１０第３項 |  |  |
| **31.会計の区分**◇◆　訪問リハビリテーション事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 | 居宅指定基準第８３条で準用する第３８条予防指定基準第８４条で準用する第５３条の１１ |  |  |
| **32.記録の整備**◇◆　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 居宅指定基準８２条の２第１項予防指定基準第８３条第１項 |  |  |
| ◇◆　次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しているか。①訪問リハビリテーション計画書②提供した具体的なサービスの内容等の記録③市町村への通知に係る記録④苦情の内容等の記録⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 居宅指定基準８２条第２項予防指定基準第８３条第２項 |  |  |
| **33.人権への配慮等**　　利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めているか。 | 基準条例別表第４第6項で準用する別表第１第１項第８号 |  |  |